

# 徳島県海岸保全基本計画の 改定素案について

令和8年6月2日

徳 島 県



1. 海岸防護の目標
2. 海岸環境の整備及び保全に関する事項
3. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
4. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方

# 1. 海岸防護の目標

---

# 海岸防護の目標

## ①気候変動を踏まえた災害対策への対応

- 「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言  
(R2.2 農林水産省、国土交通省)
- 南海トラフ地震の発生確率  
「今後30年以内で60～90%程度」



高潮による関西空港の水没状況



強風に流され関西空港連絡橋に衝突したタンカー

◎気候変動による影響を踏まえた津波・高潮に対する防護水準などの見直しが必要

## ②社会環境やニーズの変化への対応

- 希少な動植物の保護活動、アマモ場再生の取組、地域主体の海岸清掃や海岸アドプトなどの活動が拡大
- 「安心度UP」「魅力度UP」「透明度UP」をミッションとする徳島新未来総合計画による県土づくりを開始



大浜海岸に上陸するアカウミガメ



清掃活動の様子

◎社会環境やニーズの変化に対応する修正が必要

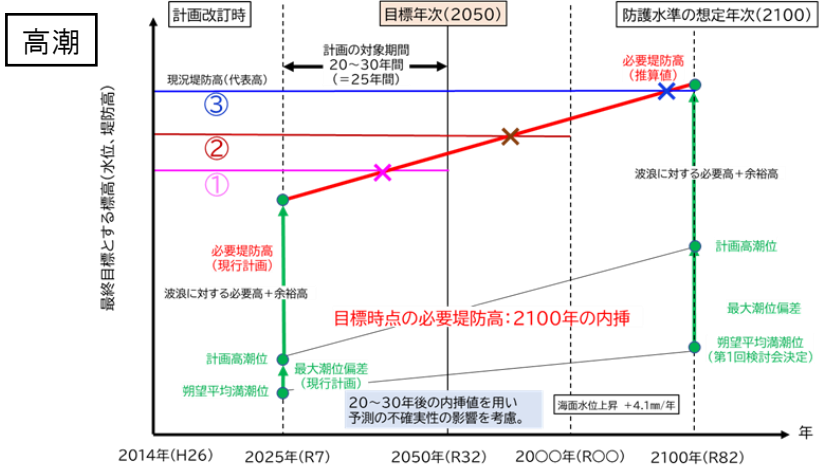
- 気候変動を踏まえた徳島県沿岸の防護水準はRCP2.6（2℃上昇相当）における2100年時点での予測結果に基づき設定することとし、計画高潮位、波浪、設計津波の水位を設定。
- 気候変動には不確実性があることから将来の予測結果が変わる可能性があること、対策範囲は広範囲にわたり長時間を要することから目標年次を2050年として整備水準を設定し、段階的に整備を実施。
- なお、防護水準や整備等については、今後の新たな知見や観測データ等の蓄積等に基づき、適宜見直し。

## 2-4. 気候変動を踏まえた徳島県海岸保全施設技術検討会の概要

単位：m (TP)

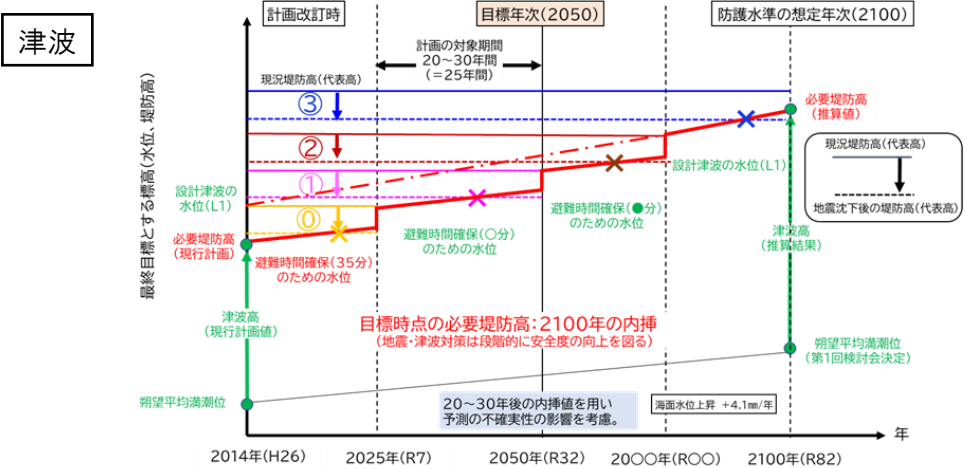
### 気候変動を踏まえた徳島県海岸保全施設技術検討会 とりまとめ【概要】

#### ■段階的な防護水準



図：段階的な整備イメージ(計画高潮位)

- 海岸保全基本計画の改定を令和7年度(2025年)として、20~30年後に相当する2050年を目標年次とする。
- 対象海岸毎に、計画改訂時の必要堤防高とd4/d2PDF等に基づく推算から得られた防護水準(2100年時点)の内挿により、目標年次で満たすべき整備水準を設定。
- 目標年次までに堤防高が不足する海岸(①)を対象に整備を実施していく。



図：段階的な整備イメージ(設計津波)

- 対象海岸毎に、現行の設計津波の水位と将来(2100年)の期望平均満潮位を初期水位とする設計津波の水位の内挿により、目標時点の必要堤防高を算定。
- 地震時の液状化に伴う沈下後の堤防高を対象に、設計津波の水位と比較を行う。
- 現況で必要堤防高を満足しない海岸(④)及び目標年次までに堤防高が不足する海岸(①)を対象に整備を実施していく。
- 避難時間(35分)の見直しを検討する。

# 海岸防護の目標

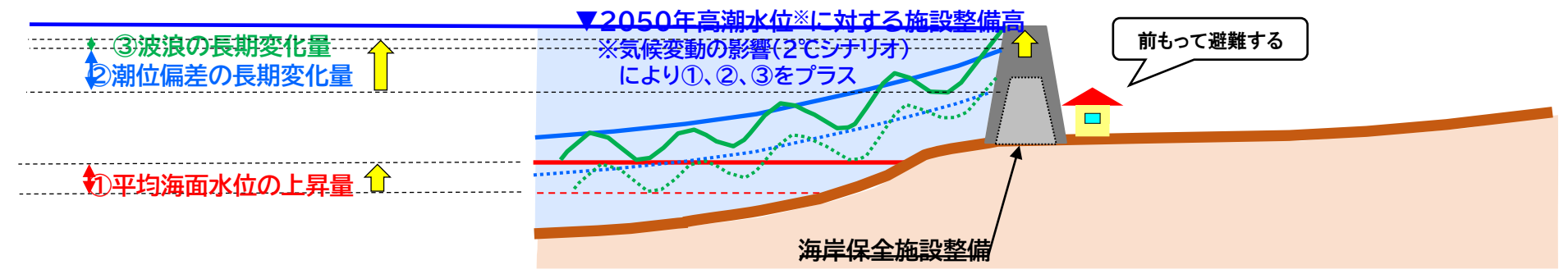


## 【防護面】での基本方針（高潮・波浪）

### 今後の対応方針(案)

■2℃上昇シナリオに基づく推算から得られた **21世紀末(2100年)時点の海岸保全施設の防護水準の内挿**により、**目標年次(2050年)で満たすべき整備水準を各海岸ごとに設定**(高潮水位と津波水位(避難時間確保)の水位のいずれか高い値)

### 今後の高潮対策(案)



讃岐阿波沿岸

沿岸名	市町村名	計画高潮位(2050)	整備水準(2050)	防護水準(2100)
讃岐阿波沿岸	鳴門市(北側)	T.P.+2.55~2.80m	TP.+4.33m~4.58m	T.P.+4.76m
	鳴門市(東側)	T.P.+1.55~2.76m	TP.+1.77m~4.47m	T.P.+1.94~4.98m
紀伊水道西沿岸	鳴門市~小松島市	T.P.+2.59~2.87m	TP.+4.01m~5.73m	T.P.+4.40~6.17m
	阿南市	T.P.+1.87~3.06m	TP.+2.96~7.63m	T.P.+3.14~8.38m
海部灘沿岸	美波町	T.P.+2.87~3.05m	TP.+7.04m~7.46m	T.P.7.30~7.97m
	牟岐町~海陽町	T.P.+2.75~3.02m	T.P.+3.01~10.06m	T.P.+3.28~10.52m





## 【防護面】での基本方針（侵食）

### 今後の対応方針(案)

- 侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することを基本とする。
- 背後地に影響が生じる可能性が高い場合、必要に応じて面的防護施設等により汀線の回復を図る。
- 砂浜は、堤防等と同じく海岸を防護する施設として管理すべき対象であるという認識のもと、適切な維持管理に努める。
- 健診的なモニタリングと予測を重視した順応的砂浜管理に努める。



今津・坂野海岸



平成27年7月台風11号 越波状況

大規模突堤、緩傾斜護岸、養浜等により、海岸侵食の防止と海浜の維持回復を図ります。



養浜



大規模突堤



緩傾斜護岸

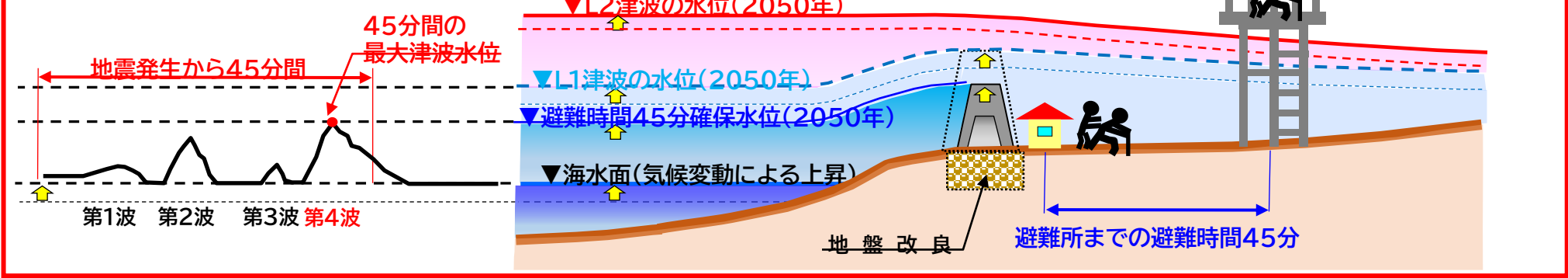


## 【防護面】での基本方針（地震・津波）

### 今後の対応方針（案）

- 「設計津波（L1津波）の水位」に対して段階的な対策を行うこととし、まずは、住民や海岸利用者の生命を守ることを優先に「**避難時間45分の確保**」に必要な施設整備を進める。
- 地震・津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。

### 今後の津波対策(案)



沿岸名	市町村名	避難時間(35分)の確保に必要な高さ(現行)	避難時間(45分)の確保に必要な高さ(2050)	設計津波水位(2100)
讃岐阿波	鳴門市	T.P.+1.1m	TP.+1.2m	T.P.+2.2m
紀伊水道西沿岸	鳴門市～阿南市	T.P.+0.9～3.5m	TP.+1.1～3.9m	T.P.+3.1～7.8m
海部灘沿岸	美波町～海陽町	T.P.+3.3～5.7m	TP.+3.5～9.2m	T.P.4.6～13.6m



## 2. 海岸環境の整備及び 保全に関する事項

---

# 海岸環境の整備及び保全に関する事項



## 【環境面】での基本方針（全般）

- 最新の知見に基づき、様々な生物が生息している良好な海岸環境への影響を可能な限り回避するなど、自然と共生する海岸づくりに努める。

〔 「生物多様性基本法」平成20年6月施行  
「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則」令和6年4月施行  
「生物多様性とくしま戦略2024-2028」令和6年3月策定 〕

- 自然環境の維持や保全を図るため、地域住民や民間団体と連携し、海岸利用者のマナー啓発及び海岸漂着ゴミの清掃活動や外来種の駆除、貴重な生物の保全活動等を促進する。

〔 「海岸漂着物処理促進法 平成21年7月15日施行」  
海岸漂着ゴミ等の処理対策を海岸管理者に義務付け  
「徳島県海岸漂着物対策推進地域計画」令和3年3月策定 〕

- 海の生物の作用で海中に取り込まれる炭素（ブルーカーボン）を増加させ、CO2を削減するため、海草・海藻の藻場の再生等に努める。
- ブルーカーボンは、CO2の吸収源だけでなく、海洋環境改善などの多面的効果を有することから、他部局と連携のうえ、豊かな生態系の創出に資するよう努める。

讃岐阿波沿岸

栗田漁港海岸



清掃活動の様子

紀伊水道西沿岸

松茂海岸



海岸の清掃活動にあわせた  
「海辺の教室」の様子

海部灘沿岸

浜辺地先海岸



磯の生物観察の様子  
（牟岐少年自然の家）



## 【環境面】での基本方針（沿岸ごと）

### 讃岐阿波沿岸

- 島田島や大毛島一体の瀬戸内海国立公園（第2種・第3種特別地域）内においては、日出湾周辺や小鳴門海峡を中心とした藻場や海峡特有の自然環境・景観の保全に努める。
- 小鳴門海峡を中心とした藻場の保全に努めるとともに、良好な水質の維持を推進する。

### 紀伊水道西沿岸

- 瀬戸内海国立公園やアカウミガメの産卵地である室戸阿南海岸国定公園など貴重な動植物の生息地や橘湾一帯の多島海などの自然環境・景観の保全に努める。
- 市街地付近で減少している干潟・藻場・松林の保全に努めるとともに、水質以前に対する啓発活動を推進する。

### 海部灘沿岸

- 室戸阿南海岸国定公園内においては、アカウミガメの産卵地、大島のサンゴ・タチバナ・出羽島のシラタマモ及び岩礁域における藻場、千羽海崖や水床湾をはじめとした海部灘特有の優れた自然環境・景観の保全に努める。
- 全域的に減少している藻場の保全に努めるとともに、良好な水質の維持を推進する。

# 3. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

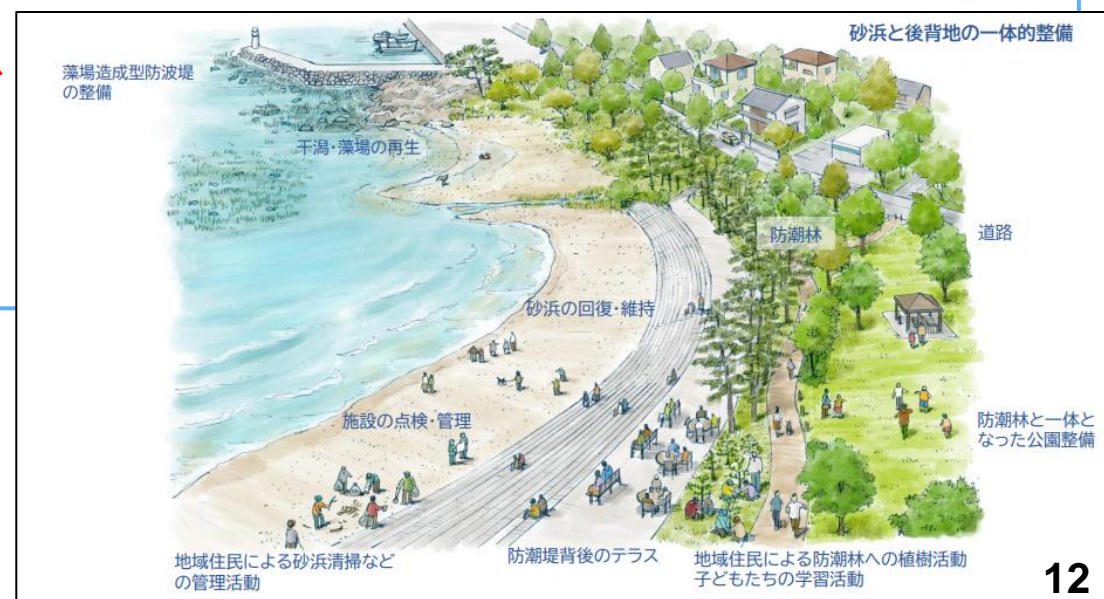
---

# 海岸における公衆の適正な利用に関する事項



## 【利用面】での基本方針（全般）

- 自然環境や景観、安全性の確保を基本とし、わかりやすいアクセス道路のルートや津波からの避難情報等を表示する案内板を整備することにより、利便性や安全性の向上、さらに海岸部での利便性のある施設づくりに努める。
- 高齢者や障がい者も日常生活の中で海辺に近づくことができるように、アクセス路や利便施設のユニバーサルデザイン化に努める。
- 市街地からのアクセスの向上に配慮するとともに、海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。
- 観光をはじめとした産業の振興、さらに市街化に伴う貴重なオープンスペースとしての活用を促進する。
- 他部局や民間事業者、市町との連携・支援を通じて、地域振興や地域活動の活性化に寄与する海岸利用を促進する。
- 観光部局等に対して、ニーズの聞き取りを行うなど、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との連携を推進し、海岸利用の増進に資する施設の整備に努める。



# 4. 整備対象海岸の抽出 及び整備優先度の考え方

---

# 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方

## 現況評価の考え方

### 今後の対応方針（案）

●気候変動を踏まえて「①津波対策」「②高潮対策」の評価基準を見直す。

### ①津波対策の必要性

津波対策 ランク	評価基準
A	「避難時間の確保に必要な高さ」に対し、堤防高が不足している。
B	「設計津波(L1津波)の水位」に対し、堤防高が不足する。
C	「設計津波(L1津波)の水位」に対し、所定の堤防高を有する。
—	背後に防護すべき対象のない海岸である。(自然のまま残されている海岸など)

旧

津波対策 ランク	評価基準
A	2050年の「設計津波(L1津波)」に対する「避難時間の確保に必要な高さ」に対し、堤防高が不足する。
B	2050年の「設計津波(L1津波)の水位」に対し、堤防高が不足する。
C	2050年の「設計津波(L1津波)の水位」に対し、所定の堤防高を有する。
—	背後に防護すべき対象のない海岸である。(自然のまま残されている海岸など)

新

### ②高潮対策の必要性

高潮対策 ランク	評価基準
A	これまで、越波・浸水等の被害がある。
B	今後、越波・浸水等の被害がある。
C	これまで高潮対策を実施し、所定の防護機能を有する。
—	背後に防護すべき対象のない海岸である。(自然のまま残されている海岸など)

旧

高潮対策 ランク	評価基準
A	おおむね20年以内に越波・浸水等の被害がある。
B	2050年の高潮水位に対し、堤防高が不足する。
C	2050年の高潮水位に対し、所定の堤防高を有する。
—	背後に防護すべき対象のない海岸である。(自然のまま残されている海岸など)

新

# 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方

## 現況評価の考え方

### 今後の対応方針（案）

- 「③侵食対策」「④背後地の状況」については、これまでの評価基準から変更なし。
- 「⑤環境面」「⑥利用面」についても、これまでの評価基準から変更なし。

### ③侵食対策の必要性

侵食対策ランク	評価基準
A	現在、砂浜の侵食が進行している。
B	今後、砂浜が侵食される可能性がある。
C	これまで侵食対策を実施し、効果が発現されている。
—	侵食の恐れのない海岸である。

### ④背後地の状況

背後地の状況	評価基準
A	a:市街地や工業地帯が形成されている。 b:人口集中地区(DID地区)である。
B	a:集落が連なって形成されている。 b:国道や主要地方道などの幹線道路が沿岸に隣接している。
C	a:集落が点在している。 b:広大な農地が存在する。
—	a:谷あい等に小規模な農地が存在する。 b:山付けで民家は殆ど存在していないが市町村道等を有する。

### ⑤環境面の評価基準

環境ランク	評価基準
保全	①環境保全要素が存在する地域であり、自然環境の保護・保全が必要である。
配慮	②環境配慮要素が存在する地域であり、自然環境へ配慮し、開発と環境の調和を図ることが必要である。
維持	①環境保全要素、②環境配慮要素が存在しない地域であり、現状の自然環境の維持に努める。

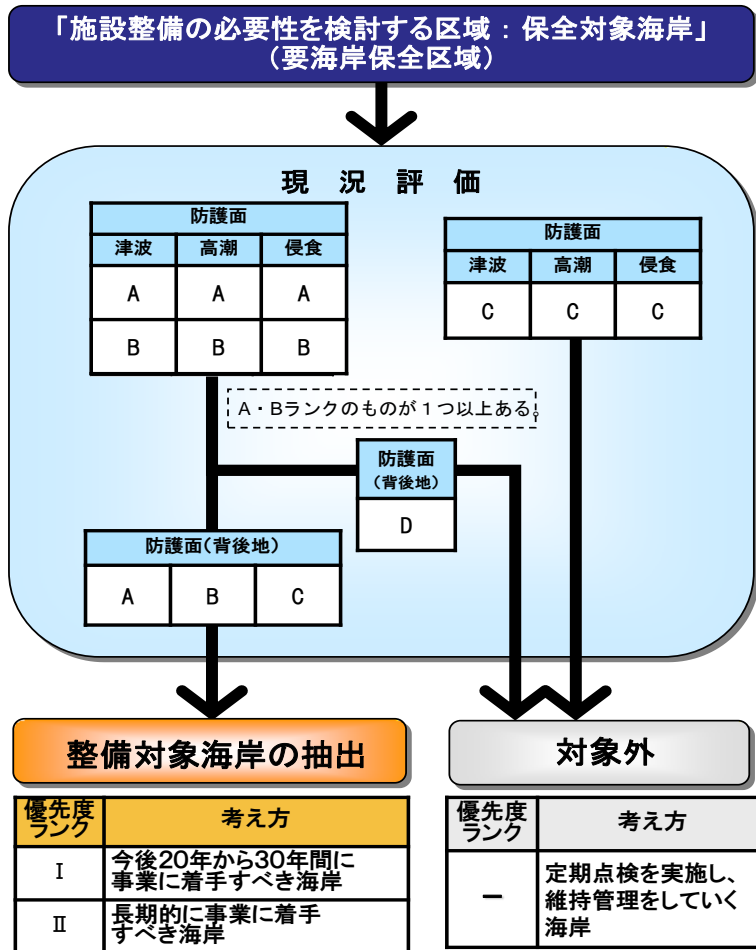
### ⑥利用面の評価基準

利用ランク	評価基準
促進	①利用促進要素が存在する海岸であり、整備にあたっては、現状利用の増進もしくは機能改良を行う。
配慮	②利用配慮要素が存在する海岸であり、整備にあたっては、これらの利用機能へ支障を及ぼさないほどの配慮が必要である。
維持	現在、レクリエーションもしくは産業活動面での海岸利用がほとんどみられない海岸であり、現状の維持に努める。

●これらの現況評価の考え方に基づき、整備優先度ランクを設定する。

# 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方

- 海岸事業を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。
- 整備対象海岸については、防護面における緊急度や重要度（国土保全）を優先に「津波対策」・「高潮対策」・「侵食対策」の必要性や「背後地の重要度」から整備の優先度を2段階に区分する。
- 整備対象海岸のうち、対象期間内（今後20年から30年間）に着手する海岸を**優先度ランク I**とする。



## 優先度ランクの考え方

優先度ランク	考え方
I	①津波、高潮、侵食の項目にAが1つ以上、かつ背後地の項目がA、B
II	①津波、高潮、侵食の項目にAが1つ以上、かつ背後地の項目がC ②津波、高潮、侵食の項目にBが1つ以上、かつ背後地の項目がA~C
—	上記以外

優先度ランク	考え方
I	①津波、侵食の項目にAが1つ以上、かつ背後地の項目がA、B ②高潮の項目にA、Bが1つ以上、かつ背後地の項目がA、B
II	①津波、侵食の項目にAが1つ以上、かつ背後地の項目がC ②津波、侵食の項目にBが1つ以上、かつ背後地の項目がA~C ③高潮の項目にA、Bが1つ以上、かつ背後地の項目がC
—	上記以外

## 対策検討（海岸保全施設の整備）

津波	・整備水準の堤防高さの確保を基本に対策を図る。 ・津波と高潮の両方の対策が必要な場合は、現況評価において対策ランクが上位の事象を対象に対策を図る。
高潮	・対策ランクが同じの場合、整備水準の水位が高い値を対象に対策を図る。
侵食	・現在の汀線維持もしくは必要に応じた汀線の回復に向けた対策や維持管理を図る

旧

新

# 海岸保全基本計画新旧対照表（優先度評価）

## 讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画

### 第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項

#### 1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価

##### <鳴門ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
1	基の浦漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	635	C	C	C	B	—	配慮	配慮	環境調和	
2	大須地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	270	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	
3-1	折野港海岸(大須地区)	国土(港湾)	鳴門市	1021	C	C	C	B	—	配慮	維持	環境調和	
3-2	折野港海岸(北瀬西地区)	国土(港湾)	鳴門市	1575	C	A	B	B	I	配慮	維持	環境調和	高潮、侵食
3-3	折野港海岸(折野中地区)	国土(港湾)	鳴門市	825	C	C	C	B	—	配慮	配慮	環境調和	
3-4	折野港海岸(折野東地区)	国土(港湾)	鳴門市	1468	C	C	C	B	—	配慮	維持	環境調和	
4	三津漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	690	C	C	C	B	—	配慮	維持	環境調和	
5	鳥ヶ丸地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	560	C	C	C	B	—	配慮	維持	環境調和	
6-1	大浦漁港海岸(鳥ヶ丸地区)	農水(水産)	鳴門市	933	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	
6-2	大浦漁港海岸(大浦地区)	農水(水産)	鳴門市	627	C	C	C	B	—	配慮	配慮	環境調和	
7	大浦地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	175	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	
8	粟田地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	1088	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	
9	粟田漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	526	B	A	—	B	I	配慮	維持	環境調和	高潮
10	榑木地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	635	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	
11-1	榑木漁港海岸(東山地区)	農水(水産)	鳴門市	566	B	A	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	
11-2	榑木漁港海岸(西山地区)	農水(水産)	鳴門市	256	C	C	—	C	—	配慮	配慮	環境調和	

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を [ ] で示す。

旧

#### 2-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価

整備対象海岸・精査中

##### <鳴門ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
1	基の浦漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	725	C	B	C	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
2	大須地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	270	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	—
3-1	折野港海岸(大須地区)	国土(港湾)	鳴門市	1020	C	B	C	B	I	配慮	維持	環境調和	津波・高潮、高潮
3-2	折野港海岸(北瀬西地区)	国土(港湾)	鳴門市	1951	B	B	B	B	I	配慮	維持	環境調和	津波、津波・高潮、高潮、侵食
3-3	折野港海岸(折野中地区)	国土(港湾)	鳴門市	741	C	B	C	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
3-4	折野港海岸(折野東地区)	国土(港湾)	鳴門市	1387	C	C	C	B	—	配慮	維持	環境調和	—
4	三津漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	690	C	C	C	B	—	配慮	維持	環境調和	—
5	鳥ヶ丸地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	560	C	C	C	B	—	配慮	維持	環境調和	—
6-1	大浦漁港海岸(鳥ヶ丸地区)	農水(水産)	鳴門市	923	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	—
6-2	大浦漁港海岸(大浦地区)	農水(水産)	鳴門市	637	C	B	C	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
7	大浦地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	175	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	—
8	粟田地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	1088	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	—
9	粟田漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	526	B	B	—	B	I	配慮	維持	環境調和	津波、津波・高潮、高潮
10	榑木地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	635	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	—
11-1	榑木漁港海岸(東山地区)	農水(水産)	鳴門市	561	B	B	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	津波、津波・高潮、高潮
11-2	榑木漁港海岸(西山地区)	農水(水産)	鳴門市	261	B	B	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を [ ] で示す。

※ 国土(水管理)：国土交通省 水管理・国土保全局、国土(港湾)：国土交通省 港湾局、農水(水産)：農林水産省 水産庁、農水(農村)：農林水産省 農村振興局

新

# 海岸保全基本計画新旧対照表（優先度評価）

## 讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画 第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項

整備対象海岸 精査中

### <ウチノ海ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
12-1	日出漁港海岸（日出地区）	農水(水産)	鳴門市	1757	B	C	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	
12-2	日出漁港海岸（小海地区）	農水(水産)	鳴門市	1205	B	C	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	
13	小池地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	115	C	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
14-1	瀬戸漁港海岸（大島田地区）	農水(水産)	鳴門市	245	C	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
14-2	瀬戸漁港海岸（堂浦北泊第1地区）	農水(水産)	鳴門市	296	B	C	C	B	II	配慮	配慮	環境調和	
14-3	瀬戸漁港海岸（堂浦北泊第2地区）	農水(水産)	鳴門市	2555	B	C	C	B	II	配慮	配慮	環境調和	
14-4	瀬戸漁港海岸（堂浦地蔵地区）	農水(水産)	鳴門市	530	B	C	C	B	II	配慮	配慮	環境調和	
14-5	瀬戸漁港海岸（向地区）	農水(水産)	鳴門市	330	A	C	C	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
14-6	瀬戸漁港海岸（阿波井小島田地区）	農水(水産)	鳴門市	1020	A	A	A	C	II	配慮	配慮	環境調和	
14-7	瀬戸漁港海岸（堂の浦・阿波井地区）	農水(水産)	鳴門市	710	B	C	C	C	II	配慮	配慮	環境調和	
15-1	室漁港海岸（田ノ浦地区）	農水(水産)	鳴門市	448	B	C	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	
15-2	室漁港海岸（在所谷地区）	農水(水産)	鳴門市	558	C	C	—	C	—	配慮	配慮	環境調和	
16	亀浦漁港海岸（福池地区）	農水(水産)	鳴門市	441	B	C	—	B	II	配慮	配慮	環境調和	
17	高島地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	1760	B	C	—	C	II	配慮	促進	利用促進	
18	三ツ石地区海岸	国土(水管理)	鳴門市	674	B	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
19	鳴門海岸（横山地区）	農水(農村)	鳴門市	1370	B	A	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
20	藤佐漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	1277	B	A	—	D	—	配慮	促進	利用促進	
21	堂の浦地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	557	B	C	—	B	II	配慮	維持	環境調和	

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を [ ] で示す。

旧

### <ウチノ海ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
12-1	日出漁港海岸（日出地区）	農水(水産)	鳴門市	1757	B	B	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	津波、津波・高潮、高潮
12-2	日出漁港海岸（小海地区）	農水(水産)	鳴門市	1205	C	B	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
13	小池地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	115	C	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	—
14-1	瀬戸漁港海岸（大島田地区）	農水(水産)	鳴門市	220	C	B	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	—
14-2	瀬戸漁港海岸（堂浦北泊第1地区）	農水(水産)	鳴門市	332	C	B	C	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
14-3	瀬戸漁港海岸（堂浦北泊第2地区）	農水(水産)	鳴門市	2781	C	B	C	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
14-4	瀬戸漁港海岸（堂浦地蔵地区）	農水(水産)	鳴門市	577	B	B	C	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波、津波・高潮、高潮
14-5	瀬戸漁港海岸（向地区）	農水(水産)	鳴門市	330	A	B	C	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波、津波・高潮、高潮【未着平】
14-6	瀬戸漁港海岸（阿波井小島田地区）	農水(水産)	鳴門市	1094	A	B	A	C	II	配慮	配慮	環境調和	津波、津波・高潮、高潮、侵食
14-7	瀬戸漁港海岸（堂の浦・阿波井地区）	農水(水産)	鳴門市	710	A	B	C	C	II	配慮	配慮	環境調和	津波、津波・高潮、高潮
15-1	室漁港海岸（田ノ浦地区）	農水(水産)	鳴門市	540	B	B	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	津波、津波・高潮、高潮
15-2	室漁港海岸（在所谷地区）	農水(水産)	鳴門市	672	B	B	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	津波、津波・高潮、高潮
16	亀浦漁港海岸（福池地区）	農水(水産)	鳴門市	586	B	B	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波、津波・高潮、高潮
17	高島地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	1760	B	B	—	C	II	配慮	促進	利用促進	津波、津波・高潮、高潮
18	三ツ石地区海岸	国土(水管理)	鳴門市	674	B	C	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	津波、津波・高潮
19	鳴門海岸（横山地区）	農水(水産)	鳴門市	1370	B	C	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	津波、津波・高潮
20	藤佐漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	1277	B	B	—	C	II	配慮	促進	利用促進	津波、津波・高潮、高潮
21	堂の浦地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	557	C	B	—	B	I	配慮	維持	環境調和	津波・高潮、高潮

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を [ ] で示す。

※ 国土(水管理)：国土交通省 水管理・国土保全局、国土(港湾)：国土交通省 港湾局、農水(水産)：農林水産省 水産庁、農水(農村)：農林水産省 農村振興局

# 海岸保全基本計画新旧対照表（優先度評価）

## 紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画 第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項

### 1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価

#### <ウチノ海ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
22-1	撫養港海岸（高島地区）	国土(港湾)	鳴門市	4710	B	B	—	A	II	配慮	配慮	環境調和	
22-2A	撫養港海岸（桑島瀬戸地区）	国土(港湾)	鳴門市	5519	B	B	—	A	II	配慮	配慮	環境調和	
22-2B					B	B	—	A	I*	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮・高潮
22-3	撫養港海岸（土佐伯地区）	国土(港湾)	鳴門市	1850	C	B	C	B	II	配慮	促進	利用促進	
23	土佐伯漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	1721	B	C	—	B	II	配慮	配慮	環境調和	
24	福池地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	250	C	C	—	D	—	保全	配慮	環境重視	
25	鳴門地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	3080	C	C	C	B	—	配慮	促進	利用促進	

#### <徳島ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
22-4A	撫養港海岸（岡崎里浦地区）	国土(港湾)	鳴門市	5441	B	C	C	A	I*	配慮	促進	利用促進	津波・高潮・高潮
22-4B					C	C	C	B	—	配慮	配慮	環境調和	
26-1	粟津港海岸（粟津地区）	国土(港湾)	鳴門市	1800	B	C	C	C	II	配慮	配慮	環境調和	
26-2	粟津港海岸（松茂地区）	国土(港湾)	松茂町	900	B	C	C	A	II	配慮	促進	利用促進	
27	松茂地区海岸	国土(水管理) 農水(農村)	松茂町	2699	B	C	C	B	II	配慮	促進	利用促進	
28-1	今切港海岸（長原地区）	国土(港湾)	松茂町	780	B	C	C	A	II	配慮	配慮	環境調和	
28-2	今切港海岸（川内地区）	国土(港湾)	徳島市	1306	B	C	C	C	II	保全	促進	環境重視	
29	小松地先海岸	国土(水管理)	徳島市	758	B	C	C	C	II	保全	促進	環境重視	
30-1	徳島小松島港海岸（沖洲地区）	国土(港湾)	徳島市	2370	A	C	—	A	I	保全	配慮	環境重視	津波・高潮・高潮、他事業
30-2	徳島小松島港海岸（津田地区）	国土(港湾)	徳島市	1222	B	C	—	A	II	維持	維持	防護重視	
30-3	徳島小松島港海岸（大神子地区）	国土(港湾)	徳島市	919	B	C	—	C	II	保全	促進	環境重視	
30-4	徳島小松島港海岸（港口地区）	国土(港湾)	小松島市	3878	A	C	—	A	I	維持	配慮	防護重視	津波・高潮・高潮
30-5	徳島小松島港海岸（横須金剛地区）	国土(港湾)	小松島市	1120	B	C	C	A	II	配慮	促進	利用促進	
30-6	徳島小松島港海岸（赤石坂野地区）	国土(港湾)	小松島市	6123	B	C	—	A	II	維持	維持	防護重視	
30-7	徳島小松島港海岸（和田島地区）	国土(港湾)	小松島市	3204	A	B	A	A	I	配慮	配慮	環境調和	

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を [ ] で示す。

\* 設計津波（L1津波）に対し、直轄事業と一体的に効果を発揮させるために事業着手すべき海岸。

旧

### 2-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価

整備対象海岸・精査中

#### <ウチノ海ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
22-1	撫養港海岸（高島地区）	国土(港湾)	鳴門市	4620	B	B	—	A	I	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮・高潮
22-2A	撫養港海岸（桑島瀬戸地区）	国土(港湾)	鳴門市	5592	C	B	—	A	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮・高潮
22-2B					C	B	—	A	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮・高潮
22-3	撫養港海岸（土佐伯地区）	国土(港湾)	鳴門市	1850	B	B	C	B	I	配慮	促進	利用促進	津波・津波・高潮・高潮
23	土佐伯漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	1901	B	B	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮・高潮
24	福池地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	250	C	B	—	D	—	保全	配慮	環境重視	
25	鳴門地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	3080	C	B	C	B	I	配慮	促進	利用促進	津波・高潮・高潮

#### <徳島ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
22-4A	撫養港海岸（岡崎里浦地区）	国土(港湾)	鳴門市	5446	B	C	C	A	II	配慮	促進	利用促進	津波・津波・高潮
22-4B					C	C	C	B	—	配慮	配慮	環境調和	※要確認
26-1	粟津港海岸（粟津地区）	国土(港湾)	鳴門市	1800	B	B	C	C	II	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮・高潮
26-2	粟津港海岸（松茂地区）	国土(港湾)	松茂町	900	B	B	C	A	I	配慮	促進	利用促進	津波・津波・高潮・高潮
27	松茂地区海岸	国土(水管理) 農水(農村)	松茂町	1857	B	B	C	B	I	配慮	促進	利用促進	津波・津波・高潮・高潮
28-1	今切港海岸（長原地区）	国土(港湾)	松茂町	780	A	B	C	A	I	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮・高潮
28-2	今切港海岸（川内地区）	国土(港湾)	徳島市	1306	B	B	C	C	II	保全	促進	環境重視	津波・津波・高潮・高潮
29	小松地先海岸	国土(水管理)	徳島市	758	C	C	C	C	—	保全	促進	環境重視	
30-1	徳島小松島港海岸（沖洲地区）	国土(港湾)	徳島市	2371	A	B	—	A	I	保全	配慮	環境重視	津波・津波・高潮・高潮
30-2	徳島小松島港海岸（津田地区）	国土(港湾)	徳島市	1315	A	B	—	A	I	維持	維持	防護重視	津波・津波・高潮・高潮
30-3	徳島小松島港海岸（大神子地区）	国土(港湾)	徳島市	585	B	B	—	C	II	保全	促進	環境重視	津波・津波・高潮・高潮
30-4	徳島小松島港海岸（港口地区）	国土(港湾)	小松島市	3817	A	B	—	A	I	維持	配慮	防護重視	津波・津波・高潮・高潮
30-5	徳島小松島港海岸（横須金剛地区）	国土(港湾)	小松島市	1533	B	B	C	A	I	配慮	促進	利用促進	津波・津波・高潮・高潮
30-6	徳島小松島港海岸（赤石坂野地区）	国土(港湾)	小松島市	7725	A	B	—	A	I	維持	維持	防護重視	津波・津波・高潮・高潮
30-7	徳島小松島港海岸（和田島地区）	国土(港湾)	小松島市	3677	A	B	A	A	I	配慮	配慮	環境調和	津波

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を [ ] で示す。

\* 設計津波（L1津波）に対し、直轄事業と一体的に効果を発揮させるために事業着手すべき海岸。

※ 国土（水管理）：国土交通省 水管理・国土保全局、国土（港湾）：国土交通省 港湾局、農水（水産）：農林水産省 水産庁、農水（農村）：農林水産省 農村振興局

新



# 海岸保全基本計画新旧対照表（優先度評価）

## 紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画 第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項

整備対象海岸：精査中

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
42	小杭漁港海岸	農水(水産)	阿南市	750	A	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
43-1	曲漁港海岸(小曲地区)	農水(水産)	阿南市	99	B	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
43-2	曲漁港海岸(大曲地区)	農水(水産)	阿南市	0	A	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
44	西大江地先海岸	国土(水管理)	阿南市	160	A	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
45	大江地先海岸	国土(水管理)	阿南市	376	B	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
46	那波江地先海岸	国土(水管理)	阿南市	426	A	C	—	D	—	配慮	促進	利用促進	
47-1	榑泊漁港海岸(榑泊地区)	農水(水産)	阿南市	2944	A	A	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮・高潮
47-2	榑泊漁港海岸(勢井地区)	農水(水産)	阿南市	823	A	C	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮・高潮
47-3	榑泊漁港海岸(榑川地区)	農水(水産)	阿南市	1830	A	A	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮・高潮
47-4	榑泊漁港海岸(高瀬地区)	農水(水産)	阿南市	781	A	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
48	小島地先海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	390	B	A	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
49	尻杭地先海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	410	A	B	B	D	—	配慮	維持	環境調和	
50	船瀬地先海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	310	B	C	C	D	—	配慮	促進	利用促進	
51	蒲生田地先海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	810	B	A	B	C	II	保全	配慮	環境重視	
52	伊島漁港海岸	農水(水産)	阿南市	300	C	B	—	D	—	配慮	促進	利用促進	
53	伊島海岸(伊島地区)	農水(農村)	阿南市	497	C	A	—	C	II	保全	維持	環境重視	

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を [ ] で示す。

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
42	小杭漁港海岸	農水(水産)	阿南市	750	B	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
43-1	曲漁港海岸(小曲地区)	農水(水産)	阿南市	99	B	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
43-2	曲漁港海岸(大曲地区)	農水(水産)	阿南市	0	B	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
44	西大江地先海岸	国土(水管理)	阿南市	160	B	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
45	大江地先海岸	国土(水管理)	阿南市	376	B	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
46	那波江地先海岸	国土(水管理)	阿南市	426	B	C	—	D	—	配慮	促進	利用促進	
47-1	榑泊漁港海岸(榑泊地区)	農水(水産)	阿南市	2944	A	B	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮・高潮【施工中】
47-2	榑泊漁港海岸(勢井地区)	農水(水産)	阿南市	823	A	B	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮・高潮【未着手】
47-3	榑泊漁港海岸(榑川地区)	農水(水産)	阿南市	1830	A	B	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮・高潮【施工中】
47-4	榑泊漁港海岸(高瀬地区)	農水(水産)	阿南市	781	B	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
48	小島地先海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	390	B	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
49	尻杭地先海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	410	B	C	B	D	—	配慮	維持	環境調和	
50	船瀬地先海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	310	B	C	C	D	—	配慮	促進	利用促進	
51	蒲生田地先海岸	国土(水管理) 農水(農村)	阿南市	810	B	C	B	C	II	保全	配慮	環境重視	津波・津波・高潮・侵食
52	伊島漁港海岸	農水(水産)	阿南市	300	C	B	—	C	II	配慮	促進	利用促進	津波・高潮・高潮
53	伊島海岸(伊島地区)	農水(農村)	阿南市	497	B	B	—	C	II	保全	維持	環境重視	津波・津波・高潮・侵食

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を [ ] で示す。

※ 国土(水管理)：国土交通省 水管理・国土保全局、国土(港湾)：国土交通省 港湾局、  
農水(水産)：農林水産省 水産庁、農水(農村)：農林水産省 農村振興局

旧

新

# 海岸保全基本計画新旧対照表（優先度評価）

## 紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画 第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項

### 1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
54	伊座利漁港海岸	農水(水産)	美波町	270	C	C	—	B	—	配慮	配慮	環境調和	
55-1	由岐漁港海岸(阿部地区)	農水(水産)	美波町	0	A	C	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
55-2	由岐漁港海岸(志和岐地区)	農水(水産)	美波町	490	A	C	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
55-3	由岐漁港海岸(由宇地区)	農水(水産)	美波町	1654	A	B	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
55-4	由岐漁港海岸(田井地区)	農水(水産)	美波町	815	A	B	B	B	I	保全	促進	環境重視	津波・高潮、高潮、侵食
55-5	由岐漁港海岸(木岐地区)	農水(水産)	美波町	120	A	B	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
55-6	由岐漁港海岸(権祝地区)	農水(水産)	美波町	210	A	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
55-7	由岐漁港海岸(白浜地区)	農水(水産)	美波町	445	A	A	B	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
56	大井地先海岸	国土(水管理)	美波町	135	A	C	—	D	—	保全	維持	環境重視	
57	山座地先海岸	国土(水管理)	美波町	150	A	C	—	D	—	保全	促進	環境重視	
58-1	日和佐港海岸(恵比須浜地区)	国土(港湾)	美波町	388	A	C	—	C	II	配慮	維持	環境調和	
58-2	日和佐港海岸(大浜地区)	国土(港湾)	美波町	698	A	B	B	B	I	保全	配慮	環境重視	津波・高潮、高潮
58-3	日和佐港海岸(戒地区)	国土(港湾)	美波町	570	A	C	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
58-4	日和佐港海岸(并財天地区)	国土(港湾)	美波町	1337	A	C	—	A	I	維持	配慮	防護重視	津波・高潮、高潮
59	恵比須浜漁港海岸	農水(水産)	美波町	2890	A	B	—	B	I	配慮	促進	利用促進	津波・高潮、高潮
60	外牟井地先海岸	国土(水管理)	美波町	150	C	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
61	明丸地先海岸	国土(水管理)	美波町	190	A	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
62A	浜辺地先海岸	国土(水管理)	牟岐町	540	C	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
62B	浜辺地先海岸	国土(水管理)	牟岐町	540	B	C	—	D	—	保全	促進	環境重視	津波・高潮、高潮
63-1	牟岐漁港海岸(古牟岐地区)	農水(水産)	牟岐町	301	A	C	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮、高潮【施工中】
63-2	牟岐漁港海岸(楠ノ浦地区)	農水(水産)	牟岐町	395	A	B	—	B	I	維持	配慮	防護重視	津波・津波・高潮、高潮【施工中】
63-3	牟岐漁港海岸(大戸地区)	農水(水産)	牟岐町	170	A	B	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
64	馬地地先海岸	国土(水管理)	牟岐町	550	B	C	—	C	II	保全	配慮	環境重視	津波・高潮

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を [ ] で示す。

### 2-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価

整備対象海岸・精査中

#### <海部灘ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
54	伊座利漁港海岸	農水(水産)	美波町	270	B	B	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮、高潮
55-1	由岐漁港海岸(阿部地区)	農水(水産)	美波町	255	A	B	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮、高潮【未着手】
55-2	由岐漁港海岸(志和岐地区)	農水(水産)	美波町	310	A	B	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮、高潮【未着手】
55-3	由岐漁港海岸(由宇地区)	農水(水産)	美波町	350	A	B	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮、高潮【施工中】
55-4	由岐漁港海岸(田井地区)	農水(水産)	美波町	767	B	B	B	B	I	保全	促進	環境重視	津波・津波・高潮、高潮、侵食【未着手】
55-5	由岐漁港海岸(木岐地区)	農水(水産)	美波町	800	A	B	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮、高潮【施工中】
55-6	由岐漁港海岸(権祝地区)	農水(水産)	美波町	205	B	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
55-7	由岐漁港海岸(白浜地区)	農水(水産)	美波町	410	A	B	B	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮、高潮、侵食【未着手】
56	大井地先海岸	国土(水管理)	美波町	135	C	B	—	D	—	保全	維持	環境重視	
57	山座地先海岸	国土(水管理)	美波町	150	B	B	—	D	—	保全	促進	環境重視	
58-1	日和佐港海岸(恵比須浜地区)	国土(港湾)	美波町	300	A	B	—	C	II	配慮	維持	環境調和	津波・津波・高潮、高潮
58-2	日和佐港海岸(大浜地区)	国土(港湾)	美波町	690	C	C	B	B	II	保全	配慮	環境重視	侵食【完了】
58-3	日和佐港海岸(戒地区)	国土(港湾)	美波町	570	A	B	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮、高潮【施工中】
58-4	日和佐港海岸(并財天地区)	国土(港湾)	美波町	1359	A	B	—	A	I	維持	配慮	防護重視	津波・津波・高潮、高潮【施工中】
59	恵比須浜漁港海岸	農水(水産)	美波町	2890	A	B	—	B	I	配慮	促進	利用促進	津波・津波・高潮、高潮【未着手】
60	外牟井地先海岸	国土(水管理)	美波町	150	C	B	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
61	明丸地先海岸	国土(水管理)	美波町	190	B	B	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
62A	浜辺地先海岸	国土(水管理)	牟岐町	540	C	B	—	C	II	配慮	維持	環境調和	津波・高潮、高潮
62B	浜辺地先海岸	国土(水管理)	牟岐町	540	C	B	—	C	II	保全	促進	環境重視	津波・高潮、高潮
63-1	牟岐漁港海岸(古牟岐地区)	農水(水産)	牟岐町	301	A	B	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮、高潮【施工中】
63-2	牟岐漁港海岸(楠ノ浦地区)	農水(水産)	牟岐町	395	A	B	—	B	I	維持	配慮	防護重視	津波・津波・高潮、高潮【施工中】
63-3	牟岐漁港海岸(大戸地区)	農水(水産)	牟岐町	170	B	B	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
64	馬地地先海岸	国土(水管理)	牟岐町	460	B	C	—	C	II	保全	配慮	環境重視	津波・高潮

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を [ ] で示す。

※ 国土(水管理)：国土交通省 水管理・国土保全局、国土(港湾)：国土交通省 港湾局、農水(水産)：農林水産省 水産庁、農水(農村)：農林水産省 農村振興局

新

# 海岸保全基本計画新旧対照表（優先度評価）

## 紀伊水道西沿岸海岸保全基本計画 第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項

整備対象海岸・精査中

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
65	出羽島漁港海岸	農水(水産)	牟岐町	320	A	A	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮・高潮
66A	出羽島地先海岸	国土(水管理)	牟岐町	492	C	C	—	C	—	配慮	配慮	環境調和	
66B					B	C	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	
67A	内妻地区海岸	国土(水管理)	牟岐町	1395	B	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
67B					B	C	C	D	—	配慮	促進	利用促進	
67C					B	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
67D					B	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
68-1	浅川港海岸(鵜瀬地区)	国土(港湾)	海陽町	230	B	C	—	B	II	配慮	配慮	環境調和	
68-2	浅川港海岸(大砂地区)	国土(港湾)	海陽町	1332	C	C	—	B	—	配慮	促進	利用促進	
68-3	浅川港海岸(加島地区)	国土(港湾)	海陽町	—	A	B	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	
68-4	浅川港海岸(粟ノ浦地区)	国土(港湾)	海陽町	1221	A	B	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮・高潮
68-5	浅川港海岸(浅川地区)	国土(港湾)	海陽町	1412	A	B	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮・高潮
68-6	浅川港海岸(海老ヶ池地区)	国土(港湾)	海陽町	880	A	B	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
69	海老ヶ池地区海岸	国土(水管理)	海陽町	3008	—	—	—	D	—	保全	維持	環境重視	
70	松原地先海岸	国土(水管理)	海陽町	2470	C	C	—	C	—	保全	配慮	環境重視	
71	朝興漁港海岸	農水(水産)	海陽町	943	A	B	—	B	I	維持	配慮	防護重視	津波・高潮・高潮
72	那佐港海岸(那佐地区)	国土(港湾)	海陽町	3317	A	C	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮・高潮
73-1	穴喰海岸(那佐地区)	国土(水管理)	海陽町	1975	A	C	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮・高潮
73-2	穴喰海岸(穴喰浦地区)	国土(水管理)	海陽町	1810	B	C	C	B	II	配慮	促進	利用促進	
73-3	穴喰海岸(竹ヶ島地区)	農水(農村)	海陽町	212	A	B	—	B	I	保全	促進	環境重視	津波・高潮・高潮
74	穴喰漁港海岸	農水(水産)	海陽町	334	A	B	—	B	I	維持	配慮	防護重視	津波・高潮・高潮
75	竹ヶ島地先海岸	国土(水管理)	海陽町	45	B	C	—	C	II	保全	促進	環境重視	津波・津波・高潮
76A	金目地先海岸	国土(水管理)	海陽町	360	B	C	—	C	II	保全	配慮	環境重視	津波・津波・高潮・高潮
76B					B	C	—	C	II	保全	配慮	環境重視	
77	竹ヶ島漁港海岸	農水(水産)	海陽町	—	A	C	—	B	I	維持	配慮	防護重視	津波・高潮・高潮

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を [ ] で示す。

旧

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
65	出羽島漁港海岸	農水(水産)	牟岐町	320	A	B	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮・高潮 【未着手】
66A	出羽島地先海岸	国土(水管理)	牟岐町	492	C	B	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮・高潮
66B					C	B	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮・高潮
67A	内妻地区海岸	国土(水管理)	牟岐町	1395	C	C	—	B	—	配慮	配慮	環境調和	
67B					B	C	C	B	I	配慮	促進	利用促進	津波・津波・高潮・高潮
67C					B	C	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮・高潮
67D					B	C	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮・高潮
68-1	浅川港海岸(鵜瀬地区)	国土(港湾)	海陽町	273	B	C	—	B	II	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮
68-2	浅川港海岸(大砂地区)	国土(港湾)	海陽町	1032	C	C	—	B	—	配慮	促進	利用促進	
68-3	浅川港海岸(加島地区)	国土(港湾)	海陽町	400	A	C	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮
68-4	浅川港海岸(粟ノ浦地区)	国土(港湾)	海陽町	340	A	C	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮 【施工中】
68-5	浅川港海岸(浅川地区)	国土(港湾)	海陽町	1360	A	B	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮・高潮 【施工中】
68-6	浅川港海岸(海老ヶ池地区)	国土(港湾)	海陽町	240	B	C	—	C	II	配慮	維持	環境調和	津波・津波・高潮・高潮
69	海老ヶ池地区海岸	国土(水管理)	海陽町	3008	C	C	—	D	—	保全	維持	環境重視	
70	松原地先海岸	国土(水管理)	海陽町	2470	C	B	—	C	II	保全	配慮	環境重視	津波・高潮・高潮
71	朝興漁港海岸	農水(水産)	海陽町	943	A	B	—	B	I	維持	配慮	防護重視	津波・津波・高潮・高潮 【施工中】
72	那佐港海岸(那佐地区)	国土(港湾)	海陽町	3319	A	B	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮・高潮 【未着手】
73-1	穴喰海岸(那佐地区)	国土(水管理)	海陽町	1975	A	B	—	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・津波・高潮・高潮 【完了】
73-2	穴喰海岸(穴喰浦地区)	国土(水管理)	海陽町	1810	A	C	C	B	I	配慮	促進	利用促進	津波・津波・高潮
73-3	穴喰海岸(竹ヶ島地区)	農水(農村)	海陽町	212	A	B	—	B	I	保全	促進	環境重視	津波・津波・高潮・高潮 【完了】
74	穴喰漁港海岸	農水(水産)	海陽町	334	A	B	—	B	I	維持	配慮	防護重視	津波・津波・高潮・高潮 【施工中】
75	竹ヶ島地先海岸	国土(水管理)	海陽町	45	B	C	—	C	II	保全	促進	環境重視	津波・津波・高潮
76A	金目地先海岸	国土(水管理)	海陽町	360	A	B	—	C	II	保全	配慮	環境重視	津波・津波・高潮・高潮
76B					B	B	—	C	II	保全	配慮	環境重視	津波・津波・高潮
77	竹ヶ島漁港海岸	農水(水産)	海陽町	—	A	C	—	B	I	維持	配慮	防護重視	津波・高潮・高潮 【未着手】

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を [ ] で示す。

※ 国土(水管理)：国土交通省 水管理・国土保全局、国土(港湾)：国土交通省 港湾局、農水(水産)：農林水産省 水産庁・農水(農村)：農林水産省 農村振興局

新

# 計画改定のスケジュール（案）

